

## ・新入学児童向け交通安全ルール・

子どもたちだけで外出する経験の少ない新入学児は、安全に通行するための基本的な交通ルールを習慣にしていけることがたいせつです。

信号が点滅してる！  
渡るのをやめよう



### 止まる

道路を渡る前に、必ず止まる。

### 見る

右・左の安全をよく見て確かめる。

### 待つ

車両用の信号が赤になっても、歩行者用の信号が青になるまで待つ。

### 確かめる

渡る時は、もう一度、車やバイクが来ないか確かめる。

交差点では曲がってくる車に注意し、道路では遊ばないようにしましょう。

## ・自転車安全利用5則・

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



## ・覚えておきたい身近な標識・



### 一時停止

必ず一時停止して、周囲の安全確認をしてから通行しましょう。



### 一方通行

車だけでなく、自転車も指定された方向にしか進めません。



### 自転車及び歩行者専用

この標識がある歩道は、自転車も車道寄りを徐行して通行できます。



特集

# 交通安全

4月から通学・通勤のための通り道や交通手段が変わったかたも多いのではないのでしょうか。交通ルールに違反していないか、改めて確認してみましょう。

自治振興課交通安全担当(内線)244

## 交通事故の現状

県内で発生した交通事故の死者数は、3月末時点で全都道府県中ワースト3となっています。市内でも、自転車乗用中の事故や高齢者が被害者となる事故が多く発生しています。事故は、通勤・通学時間に当たる午前8時～10時、午後4時～10時に、交差点内で発生しやすく、中でも歩行者は、自宅から100～500メートル以内の近隣で事故に遭い、亡くなるケースが多く見られます。日頃から使い慣れた交通量の少ない道でも、交通ルールを守り、安全確認を怠らないようにしましょう。急いでも信号無視や一時停止違反をしないなど、基本的なルールを

## 子どもたちの安全

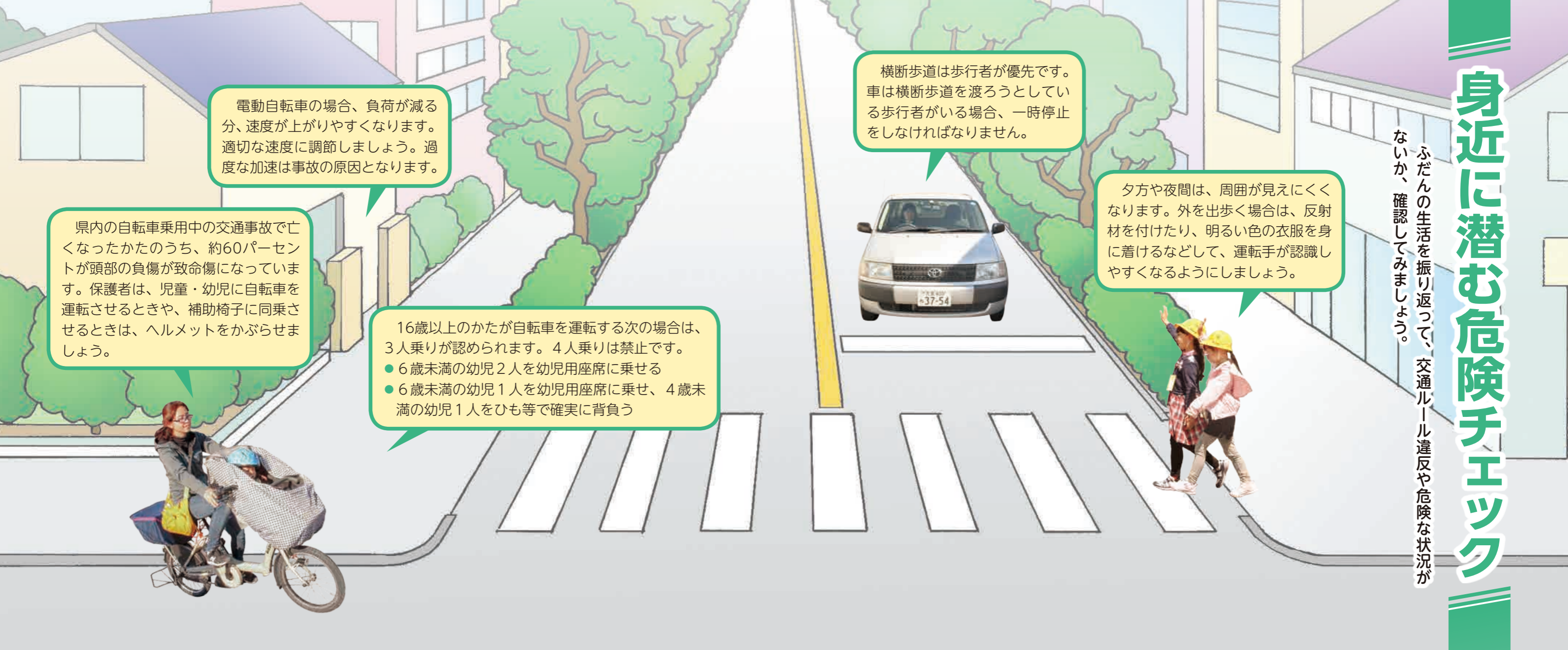
中学生以下の子どもが遭遇した交通事故の場合、学齢が上がるにつれて、自転車乗用中の事故の割合が高くなっています。自転車は、子どもも利用できる乗り物である反面、歩行時よりも事故発生率が高く、状況によっては子ども自身が被害者ではなく、加害者になってしまう可能性もあります。登下校時はもちろん、休日などに外出する際も、事故に遭わないように、自転車安全利用5則(3ページ参照)を守ることが重要です。また、スマートフォンなどを操作しながらの運転や傘を差

しながらの運転は道路交通法で禁止されている他、イヤホンを利用しながらの運転も事故につながる可能性があるため禁止されています。市内の小中学校では、毎年4月頃に1年生を対象とした交通安全教室を開催しています。交通ルールの説明や、実際に横断歩道を渡る練習をするなど、児童が覚えやすいように体験型の講習も行っています。また、市は岩槻警察

署や関係機関と協力し、街頭啓発活動を行ったり親子向けの自転車教室を開催したりして、交通ルールの遵守を呼び掛けています。「自分は大じょうぶ」などの思い込みは、人の命を奪う事故を生む原因になるかもしれません。車や自転車の運転手も歩行者も基本的な交通ルールを守れているか確認し、事故を起こさないようにしましょう。

# 身近に潜む危険チェック

ふだんの生活を振り返って、交通规则違反や危険な状況がないか、確認してみましょう。



電動自転車の場合、負荷が減る分、速度が上がりやすくなります。適切な速度に調節しましょう。過度な加速は事故の原因となります。

県内の自転車乗用中の交通事故で亡くなったかたのうち、約60パーセントが頭部の負傷が致命傷になっています。保護者は、児童・幼児に自転車を運転させるときや、補助椅子に同乗させるときは、ヘルメットをかぶらせましょう。

16歳以上のかたが自転車を運転する次の場合は、3人乗りが認められます。4人乗りは禁止です。

- 6歳未満の幼児2人を幼児用座席に乗せる
- 6歳未満の幼児1人を幼児用座席に乗せ、4歳未満の幼児1人をひも等で確実に背負う

横断歩道は歩行者が優先です。車は横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合、一時停止をしなければなりません。

夕方や夜間は、周囲が見えにくくなります。外を出歩く場合は、反射材を付けたり、明るい色の衣服を身に着けるなどして、運転手が認識しやすくなるようにしましょう。

## 加入していますか？自転車保険

県では平成30年4月から、自転車事故を起こしたとき、被害者救済や加害者の経済的負担の軽減のため、自転車損害保険等への加入が義務化されました。自動車保険や火災保険に付加できるものや、クレジットカードの付帯保険として加入できるものもあります。詳細は県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/jitensya/jitensyajyourei.html>) をご覧ください。

**対象** 次のいずれかに該当するかた。①県内で自転車を利用するかた（未成年者の場合は保護者等が加入）②業務として自転車を利用するかた（業務中の事故については個人賠償責任保険の対象外）③レンタル業務として自転車を貸し付けるかた

## ゾーン30



歩行者の交通事故を防止するため、区域内は最高速度30キロメートルの交通規制をしています。市内でも、蓮田中央小付近（関山）や、黒浜西小付近（西新宿・西城）に設けています。区域内を車や自転車で通る際は速度を下げ、歩行者の通行を優先しましょう。

## 交差点



平成30年度中の県内の自転車乗用中の死亡事故は、約70パーセントが交差点内か交差点付近で発生しています。車の死角に入っている場合などもあるため、自転車も歩行者も安全確認を怠らず、車の動きにも注意を払うようにしましょう。

## 歩きスマホ



歩きながらスマートフォンなどの操作を行うと、視野が狭くなり、音への注意も低下し、周囲の危険に気づきにくくなります。車や自転車などがいない場合も、障害物に気がつかずに転倒したり、歩行者同士でぶつかってしまう危険性があります。